

教育職員免許状の書換の手続きについて

滋賀県教育委員会が授与した免許状について婚姻等により本籍地、氏名に変更が生じた場合は、免許状の書換を行うことができます。（書換ができるのは、滋賀県教育委員会が授与・交付した免許状に限ります。）

1. 「教育職員免許状書換願」（様式第11号）に必要事項を記入のうえ、免許状（原本^{※1}）と戸籍抄本1通（変更が生じた理由がわかるもの^{※2}）を、返信用封筒（角型2号）とともに下記あてご送付ください。その際、封筒の表書きには『免許状書換願在中』と朱書きしてください。

なお、返信用封筒には、書換を希望する免許状の枚数に応じて、下記の金額の切手を貼ってください。

免許状 1～3枚：460円
// 4～6枚：530円

※1 免許状を亡失している場合は、再交付の手続きを併せて行ってください。ただし再交付ができるのは、火災や盗難等による亡失の場合で、公的機関から証明書が発行されるものに限ります。単なる紛失等の理由では再交付はできませんので、その場合は教員免許状授与原簿のみ書換えます。（詳しくはお問い合わせください。）

※2 本籍、氏名が2回以上異動した場合や戸籍の改製により改製前の本籍、氏名が確認できない場合等、戸籍抄本の記載事項では本籍地や氏名の異動状況が確認できない場合があります。この場合は、戸籍抄本のほか、異動の状況が確認できる書類（除籍抄本、改製原戸籍等）が必要ですので、市町村の戸籍窓口へご相談ください。

2. 手数料は証明書1通につき960円です。申請用紙に960円分の滋賀県収入証紙を貼り付けて提出してください。複数の免許状の書換を希望する場合は、それぞれ手数料がかかります。証紙は滋賀銀行本店・県内支店出張所、滋賀県会計管理局管理課、滋賀県各合同庁舎会計管理局会計課または平和堂一部店舗で購入することができます。県外の方で購入できない場合は、現金書留もしくは郵便為替でお送りください。（過不足がある場合や郵便切手で送付された場合は受け付けません。）

3. 書換後の免許状の送付は、通常3週間程度（郵送にかかる日数を除く）かかります。余裕を持って請求するようにしてください。

送付先 〒520-8577（住所記載不要）
滋賀県教育委員会事務局 教職員課 服務・免許係